

## 令和5年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年9月15日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願  
請願第6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書  
請願第7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願
- 4 出席委員（7名）

1番 菅井晋一君	2番 富樫雅男君
3番 鈴木好彦君	4番 稲葉久美子君
5番 木村貞雄君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員（1名）  
上村正朗君
- 8 議会事務局職員  
次長 鈴木 渉  
書記 菅井 洋子

（午前10時00分）

委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第5号から請願第7号及び陳情第6号についてそれぞれ請願者及び陳情者の意見を聞くこととしたので、請願の審査後に協議会を開催して陳情第6号についてを審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者及び陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（長谷川 孝君）請願者（全日本年金者組合新潟県本部 執行委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部 支部長 森川信夫氏）を入室させる。

**日程第1** 請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願を議題とし、紹介議員（上村正朗君）からの補足説明及び請願者（全日本年金者組合新潟県本部 執行委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部 支部長 森川信夫氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

上村 正朗 皆さん、おはようございます。本請願紹介議員の上村正朗である。請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についてだが、請願の趣旨については、本会議で補足説明をさせていただいた。また、本日請願者が趣旨説明にお

いでなので、私からの説明は手短にさせていただく。今さら言うまでもなく、年金は高齢者にとって生活をするための命綱であり、極めて大切な役割を持っている。本請願は、現在受給している年金額の物価高騰による目減りをなくし、実質的な水準を維持することを求める切実かつささやかな内容なものだと理解している。現在、国で行われている検討で、物価上昇による年金額の目減りをなくす方向で制度の見直しが行われるよう、本議会としての意見を国に届けていただきたいと思います。市民厚生常任委員会の皆様には、本請願の趣旨をご理解いただき、何とぞご賛同賜ることをお願い申し上げて、簡単ではあるが、紹介議員としての補足説明をさせていただく。ありがとうございました。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時05分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。  
（午前10時15分）

（審 査）

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

（自由討議）

鈴木 一之

今請願者参っていたが、自由討議ということであって、今当市における年金受給者の比率並びに各階層の6万4,000の高齢者受給者で生活がぎりぎり世帯という現況をどのような状態であるのか、また年金受給者の生活困窮者が増えることにより生活保護世帯への移行が増加し、住民税の減収と相なり、自治体の財政圧迫を招くおそれが考えられるという、こういう点からでもあって、そのためにも村上市独自の実態調査を含めて月次の被保護者調査等、現況を把握していただきながら、市政への反映ということの形の中で進めて、本市の実態を基にその点を含めて調査をしていただくような考え方でいってもらえればと、私はそう思って臨んでいる。以上だ。

稲葉久美子

今そういうふうなお話出たけれども、私は実際年金が低くて生活ができないという方からの相談を受けるのだが、本当に今のちょっと働いて、8万円、9万円の年金、1か月だ、もらっている人たち、とても生活できないと。そして、老後になると独り住まいをする人が多くなるのだが、特にアパートなんか入ると、9万円ぐらいになるとアパート代も少々はというか、生活保護を受けると少々住宅補助は出るのだけれども、なかなか本当に9万円が基礎年金だったら、そこに家賃がついてくれたらというようなことを言われる方が何人かいらっちゃって、生活保護を受けることもできない。そして、年金は絶対もう金額は変わらないということで苦しんでいる方いらっしゃるということなので、本当に基礎年金を上げなければならないという、上げてもらわなければならないというふうに思う。それで、今時点では物価が上がったらというようなこととか、コロナ禍だとかいうことで、一時金というような形で支払いは出ているのだけれども、恒常的に、それだけでは間に合わないということなので、基礎年金部分で引き上げてもらわなければならないというふうなことは今の生活している実態を見てやっぱり分かるのではないかなというふうに思うのだけれどもというところだ。

木村 貞雄 私は、どちらかといえば保守系の議員だけれども、今回共産党から出された請願だけれども、今まで共産党というのは、やはり国の関係で、自民系と対比するような話の内容なのだけれども、私はあえてこの問題は国民に、特に末端の低所得者に関係する問題であるので、今までの国の情勢とかは別として、特に今ほども稲葉委員のほうからあったように、物価高騰で大変な時代であるので、公的年金基金もかなりある、額は聞いているけれども、そういったものを有効に使って、年金というのはやはり現役の世代との関わりが物すごくあるものだから、その辺も考慮して今回請願事項にあるように、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるようにということで、私は賛成の・・・

長谷川委員長 賛成、反対は討論のときだから駄目。言わないでください、賛成と反対は。  
木村 貞雄 賛成というのでなくて、そういう思いで言わせてもらった。

(討 論)

鈴木 好彦 私は、反対の立場から討論させていただく。今回の請願見ると、年金の支給額の改善をしてくれということでは求められているけれども、いろいろ説明聞くと、年金制度自体の改革がなければ駄目よというので、ちょっと趣旨と、説明と求められることが違うなという感じはして。まずは我々は村上市民全体、いわゆる赤ちゃんから、先日亡くなられた112歳のおばあちゃんまで、そういう方たちを対象にしなければいけない。確かに年金受給者、苦しいことは分かるけれども、それを支えている若者の世代も苦しいのだ。物価が上がれば、限られた給料の額から全部采配しなければいけないという状況を持っているわけだ。だから、特に年金受給者だけが苦しいという状況ではないはずだ。市は、その人たちのために、いろいろと施策打っている。働く世帯に、子どものある世帯には子どものためのお金を出してみたり、その部分が足りないというのであれば、我々ももっと耳を傾けなければいけないと思うのだけれども、いわゆる年金受給者だけ年金を上げてくれということについては、村上市民の全体を見た場合にはちょっと公平さを欠くのではないかと、そういう立場から私は反対を申し上げる。以上だ。

稲葉久美子 私は、今、後期高齢者で75歳になって痛切に感じることは、やはり健康寿命を保つということは非常に大事なことなのだなというふうに思う。今の時期コロナ禍ということもあって、意外とコロナから解放されている時期だかなということで、外には出始めてはいるのだが、運動も含めて体を動かすことは大事なことだということと言えると思うし、それ以上にやはり食事のことで気を遣わなければならない、本当にそう思う。1日3食、1,000円でまかなうなんていうようなことについては、やっぱり健康を保つためにはできないことだと思う。そのためにはある程度の金額の保障は必要だと思うので、賛成の立場からの発言だ。

以上で審査を終結し、自由討議、討論の後、起立による採決を行った結果、請願第5号は、起立3名、賛否同数のため、委員長が賛成とし、採択とすべきものと決定した。

事務局次長 では、ただいまの請願について、採択すべきものと決定をいただいたので、請願について、最終日に意見書の提出に係る議員発議のほうを提出いただくということになる。については、本市議会の様式にのっとり成文化したものをまたいつもどおり準備しているので、お帰りの際にご署名のほうをお願いいたします。以上だ。

鈴木 好彦 今回副委員長賛成されていないわけだよね。それでも読まなければいけないのか。制度の中で。  
事務局次長 提出者、署名をするという方々の名前のことだと思うのだけれども、今回については、あくまで賛成された方が署名ということになるので、お願いいたす。

委員長（長谷川 孝君） 請願者（村上民主商工会 会長 竹内喜代嗣氏、村上民主商工会 非常勤事務局長 青木敦志氏）を入室させる。

**日程第2** 請願第6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題とし、紹介議員（上村正朗君）からの補足説明及び請願者（村上民主商工会 会長 竹内喜代嗣氏、村上民主商工会 非常勤事務局長 青木敦志氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

上村 正朗 本請願紹介議員の上村正朗である。請願第6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書についてだが、請願の趣旨については本会議で説明させていただいた。また、本日請願者が趣旨説明においてなので、私からの説明は手短かにさせていただきたいと思う。請願趣旨については、添付資料でお読み取りいただいたと思うが、インボイス制度の導入によって、免税業者が課税業者になれば税金の大きな負担になり、免税業者のままであれば取引から排除されるなど不当な扱いを受けかねません。多くの小規模事業者、フリーランスの皆さんが、制度が導入されたら廃業せざるを得ないと言っている。物価が高騰し、中小業者の経営が苦しく、悲鳴が上がっているときにインボイスの実施を行うべきではないと考える。市民厚生常任委員会の皆様には本請願の趣旨を何とぞご理解いただいて、ご賛同賜ることをお願いいたして補足説明とさせていただく。よろしくお願いいたす。ありがとうございました。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時30分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。  
（午前10時44分）

（審査）

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

稲葉久美子 賛成の立場での意見だが、話聞いていてもとても複雑だということがよく分かったし、そしてまだ登録されていない方も多いということは、それなりなのだなというふうに思った。それで、インボイス制度を取り入れるといったときに消費税10%に

上がる時だというようなことで聞いているので、これからインボイス制度が実施されることによって、私たちの消費者の立場からも増税になってくるのではないかと、というふうに思うし、今回は延長というふうに要請されているけれども、それは私も必要ではないかと思う。直前なので、急なことも一理あるのだけれども、とにかく延期してほしいということで私の発言とする。

木村 貞雄 賛成の討論だけれども、前の議会でも私討論させてもらったのだけれども、特に今回質問したところ、なぜ登録者が少ないかという、やはりそれだけの知識が持っていないくて、分からなくて、件数が少ないという答弁だったのだけれども、特にこの消費税、実際消費税になるわけだけれども、私も過去の日本の政権の歴史調べると、消費税では必ず失敗しているのだ。経済と成り立たないのだ。それで、特に今回の場合は低所得者ではないけれども、零細企業会社とか商店で、特に村上市は市税の伸びる期待が少ない市なので、やはりこういった、今神林地区においても道の駅が活性化して、物すごく繁盛している中で、インボイス制度が進めていくと、どうしても出す人もなくなる。それによって地域が活性化がなくなるのだ。だから、私はこういった地元の活性化、要するに地域創生を考える上においても賛成ということで討論にしたいと思う。よろしく願います。

鈴木 好彦 私は、反対の立場から討論をさせていただく。今木村議員もおっしゃったとおり、前にもこの案件で我々の意見を表明した機会があったけれども、そのときは私陳情に賛成した立場だった。あの頃は、もう少し熟す時間が必要かなというような判断があったわけだけれども、今あと半月ほどでこの制度に突入しなければいけないこの時期に、いまだにまだこの制度が分からないとか、それから判断ができないでいるとかということとはちょっと筋が違うのではないかなと私思うのだ。確かにこの実施に対して苦勞されることは十分承知するけれども、そもそも消費税が始まった時点で、免税業者というのはいずれは課税業者にならなければいけないという本則にあったはずなのだ。それが今回の機会だとは思わなければならないけれども、前回の機会からここまで、それに準備する時間はきっちりあったのではないかなと私は判断している。いまだに直前になって、この問題でできる、できないということについては、確かに苦しいという立場は理解できるけれども、国の一つの制度の中でそれに従う遵法精神がどうかという疑念も持っているのだけれども、やはりこれは本則にのっとって、ここを一旦制度を発効させるべきだと私は思っている。以上だ。

富樫 雅男 私も鈴木委員と同じ意見である。先ほど質問したら、免税事業者の10%が登録ということなのだけれども、荒川のほうでも商工会のほうが大分前から説明会への参加を呼びかけて、そういうことを周知徹底することを努力していた。それと、もう1つには、この制度は激変緩和策というのがあるのだ。3年間は8割は控除するよと、その後の3年はまた5割控除すると。だから、合計6年間、100%課税されるというものでもないのだ。したがって、そういう緩和措置も設けているわけだし、私は反対という立場でいる。

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論の後、起立による採決を行った結果、請願第6号は、起立少数にて不採択とすべきものと決定した。

長谷川委員長 不採択の理由ということなのだが、段階的に緩和されて減額されながら、6年ぐらいい、ある程度の期間が設けられるというようなことも含めて不採択になったという

ことよろしいか、それで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 では、あと委員長に一任いただければというふうにするので、よろしく願います。

委員長(長谷川 孝君) 請願者(村上生活と健康を守る会 会長 斎藤正直氏、新日本婦人の会 村上支部 代表 桑名紀子氏) を入室させる。

**日程第3** 請願第7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願を議題とし、紹介議員(上村正朗君)からの補足説明及び請願者(村上生活と健康を守る会 会長 斎藤正直氏、新日本婦人の会 村上支部 代表 桑名紀子氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 本請願紹介議員の上村正朗である。請願第7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願についてだが、請願の趣旨については本会議で詳しく説明させていただいた。また、請願者が本日、趣旨説明においてなので、私からの補足は手短かにさせていただきたいと思う。JNNが今年8月6日に発表した世論調査では、保険証とマイナンバーカードの一体化を方針どおり進めるべきと答えた方が全体の26%、保険証廃止期限を延期すべきと答えた方が37%、そもそも方針を撤回すべきと答えた方が32%と、保険証廃止の延期や撤回を求める割合が69%に上っている。マイナンバーカードの取得はあくまでも任意だ。取得すれば便利だと思う人が自分の判断で取得すればよいのであって、保険証との一体化や保険証の廃止で事実上の強制を行うことはおかしいというふうを考える。市民厚生常任委員会の皆様には、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、何とぞご賛同賜ることをお願い申し上げて、紹介議員としての補足説明とさせていただく。ありがとうございました。

委員長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時56分)

委員長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午前11時08分)

(審査)

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

稲葉久美子 請願の賛成の立場での発言になるが、マイナンバーカード、1年前に私も持っていなかったのだ。そのときには、議員で持っていないのはあなただけだよってって市民課長から言われて、つくったのだけれども、本当にそのときは、給付金もらう

ときに簡単だよって言われて、そういうことしか出ていなかったのだ。それから、その後、去年の秋頃から保険証とか、それから税金とかというのも含めてひもづけすれば幾ら支給するというようなことで出てきたと思う。その時点で保険証ということをおも痛切に感じなかったのだけれども、私保険証を使ったのを久しぶりに今月、9月になって初めてなのだ。それで、村上総合病院で実際申請を受ける段階になったら、初診なので、窓口へ行く立場だった。それで、やっぱり言われたのは、保険証を持っているかというふうに言われたのだ。だから、今時点で完全になっていないといえばそれまでなのだけれども、本当に自分では免許証と同じようにかばんの中には保険証を入れているわけだ。それで、保険証というのを私も国民健康保険証を持っていて、それから1月から後期高齢者になっていたのだから、大きな保険証になっていたのだ。それを探すのがちょっと苦労していて、たまたまマイナンバーが出てきたので、それが事務員が見つけて、それでいいよという、カードでいいよというふうな形で見てくれて、結局番号も私も分からないので、顔で認識して、私の番号だというふうに思って受け付けてくれたという状況があった。そういう意味で、病院では自分でカードを入れるという、村上総合病院でいえば各科の受付のほうに行けばカード入れるところあるというような状況なのだけれども、本当に受付で、窓口ではまだ保険証というようなことが言われているし、私たち自身がやっぱり保険証は自分の体を守ってくれる、いざというときにはどうしても必要なのだという、そういう意識がずっとあったのだと思うのだけれども、今さらにそれが意識が強くなったということもある。だから、やっぱり保険証をなくしてまでもカードを一本にやる必要はないのではないかと。それと、もう一つは、これは私の問題ではないのだけれども、やはり施設へ入って、住所も変更している人、特に身寄りの少ない人とかという人たちについては、保険証を預かったり、それから介護保険証を預かったりというのが施設のほうでやられているのだ。だから、そういう意味でカードまで預けることはできないのではないかとというふうに思うし、預けるほうも、いや、そんなのは嫌だねというふうにも言っていたのだけれども、そういう状況もある。すごく心配事も増えるわけだし、それこそ反対から言うと、何のために保険証の代わりにカードにするのだというようなことも考えられることなのだ。そういう意味で保険証廃止には反対して、廃止という方向で今日の請願については賛成の立場だ。以上だ。

鈴木 好彦

この制度を待っている方もいるという人たちを代弁して、私はこの請願には反対するわけだけれども、今いろいろな理由を挙げられて、制度がまだ過渡期であって、いろんな不備が出てくるわけだけれども、その辺を朝日新聞とか毎日新聞がもう揚げ足を取るような形で率先して宣伝しているから、何かすごく大ごとだというようなことに聞こえているけれども、やはりこれをきっちり定着させるまでの産みの苦しみだというふうに理解して、この制度をきっちり定着させたいと。そうすることによって、これから働く人の形が変わっていく。このデジタル化というのか、IT化というのか、IT化することによって、かなりの人手を減らせる期待があるわけだよね。それと、銀行口座と結びつけなければいけないというような話もおも不安に思っているかもしれないけれども、心配のない銀行口座を登録しておけばいいだけの話だから、そういうあれも不安、これも不安といって、あたかもこの制度が悪魔がごとくに喧伝している、そういう風潮に私は断固訴えたいと、そういう意味で、この請願については、制度を阻止するものと理解しているので、反対いたす。以上だ。

富樫 雅男 私も反対の立場だ。鈴木委員が私の言いたいことを言っていただけたけれども、やっぱり今回のもともとの問題は、こういう登録だとか、ひもづけのところでミスが随分出たということではないかなと思う。随分もう、いつ頃になったか、もう10年、20年前に年金制度のトラブルが非常にあった。ああいうふうには日本のデジタル化が本当に遅れているがゆえの今回のトラブルではないかなと思う。そういう意味では、マスコミもこぞって反対みたいなことを言っているけれども、むしろやはり今議論すべきは、どうしたらトラブルのないシステムになるのか、そこを国会含めて議論を深めるべきなのだろうというふうに思う。そういう意味ではちょっと反対の立場でいる。以上だ。

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論の後、起立による採決を行った結果、請願第7号は、起立少数にて不採択とすべきものと決定した。

長谷川委員長 不採択の理由としては、今までミスとか不備もあったが、この制度により大いに利便性が生まれる可能性もあるということで不採択の理由といたす。あとは、委員長に一任願いたいと思う。よろしく願います。

委員長（長谷川 孝君）散会を宣する。  
（午前11時32分）